

国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

一 一定の常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）について、子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で人事院規則で定める日まで育児休業をすることができるようになること。（第三条第一項関係）

二 一定の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）について、三歳に達するまでの子を養育するため、一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないことができるようにすること。（第二十六条第一項関係）

三 防衛省の職員への準用について、必要な読替えを行うこと。（第二十七条第一項関係）

第二 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

一 一定の非常勤職員について、子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で条例で定める日まで育児休業をすることができるようになること。（第二条第一項関係）

二 一定の非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）について、三歳に達するまでの子を養育する

ため、一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないことをすることができるようにすること。（第十九条第一項関係）

第三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

一 非常勤職員である国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける国家公務員（再任用短時間勤務職員以外の非常勤職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書各号のいずれにも該当するものに限る。）について、介護休業をすることができるようになること。（第六十一条第三項関係）

二 一の介護休業の承認の請求を受けた農林水産大臣等は、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならぬこととする。ただし、再任用短時間勤務職員以外の常時勤務することを要しない国家公務員のうち、休業をすることができないこととするについて合理的な理由があると認められる者として厚生労働省令で定めるものに該当する者からの当該請求があつた場合は、この限りでないこととする。 （第六十一条第五項関係）

三 特定独立行政法人の職員及び地方公務員への準用について、必要な読替えを行うこと。（第六十一条

第六項及び第七項関係)

第四 その他

- 一 この法律は、平成二十三年四月一日から施行すること。
- 二 この法律の施行に伴い、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。